



埼玉県報

第545号
令和6年(2024年)
8月30日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則（人権・男女共同参画課）

告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 幸手都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）

- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 埼玉県警察高度分析システムサーバ機器等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消（川越県税事務所）
- 一般国道 299 号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の道路の占用を制限する区域の指定（飯能県土整備事務所）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

規則

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十八号

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則の一部を改正する規則
埼玉県男女共同参画推進センター管理規則（平成十四年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

附属設備の名称	単位	使用料の額（円） （一回につき）
マイクセット	一式	八一〇
プロジェクターワゴン	同	七三〇
グループプロッカード	一個	二〇〇

附則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人三郷早稲田ライフサポートネット

二 代表者の氏名

古賀 史朗

三 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市早稲田七丁目一番地七

四 更新後の認定の有効期間

令和六年十一月十二日から令和十一年十一月十一日まで

告示

埼玉県告示第九百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団悠育会 元氣クリニック 村上福岡	医療法人社団悠育会	ふじみ野市北野一―一―六令 一階 和六年七月一日	令和六年七月一日
ホームクリニック 吉川美南	医療法人社団靖優会	吉川市美南二―二三―一令 三F 和六年七月一日	令和六年七月一日
医療法人社団幸生会 北坂戸ファミリークリニック	医療法人社団幸生会	坂戸市芦山町一―一北坂戸令 駅前第二ハイツ第一〇九号室 和六年七月一日	令和六年七月一日
つなぐ在宅クリニック	山崎 健	戸田市本町一―五―二アイリ令 ス戸田公園七〇五号室 和六年八月一日	令和六年八月一日
ファミリークリニック 草加	医療法人修志会	草加市高砂二―一六―一六令 一階 和六年七月一日	令和六年七月一日
一ノ割駅前休日診療所	大西 剛史	春日部市一ノ割一―七―六令 一〇二 和六年八月一日	令和六年八月一日

東松山ここの整形 外科	医療法人賢佑会	東松山市箭弓町一―二〇―一 五	令和六年八月 一日
上新井くろかわク リニック	医療法人彩の国 元気会	所沢市上新井一―二五―一〇	令和六年七月 一日
医療法人陽悠会 八潮なめかわ整形 外科	医療法人陽悠会	八潮市大瀬五―一―一五さい ゆう3rdヴィレッジF	令和四年四月 一日
ひよこ歯科	豊岡 信太郎	三郷市中央一―三―一マルエ ツ三郷中央二F	令和六年七月 一日
あいゆう歯科三郷 診療所	医療法人社団あ いゆう会	三郷市戸ヶ崎三―五七七	令和六年七月 一日
ごんべー山の歯い しゃ	塩谷 尚史	志木市本町四―三―一六	令和六年八月 一日
大八木歯科医院	大八木 陽一	春日部市備後東八―五―一	令和六年七月 一日
一般社団法人新田 会 につた歯科	一般社団法人新 田会	東松山市箭弓町一―一―七 ハイムグランデ東松山一〇六 号・二〇三号	令和六年七月 一日
ブランド歯科・矯 正歯科クリニック 三郷駅前	櫻井 保慶	三郷市三郷一―三―一BLA NDE三郷三F	令和六年七月 一日
おかだ薬局	岡田 亮介	吉川市鍋小路二〇八―一	令和六年八月 一日
ドラッグセイムス 吉川けやき通り薬 局	株式会社富士薬 品	吉川市道庭二―九―二	令和六年八月 一日

し店 タジマ薬局公園ば	戸店 シンコー薬局 明	ひろせ薬局	店 ケイワ薬局 狭山	局 マリン北上尾薬	店 ひのき薬局 戸田	郎 薬局くすりの福太 志木幸町店 の福太郎	ハート薬局八潮店	桶川クローバ薬局	新座野火止薬局	ひとみ薬局
ズ 株式会社ウイ	カルフレンド	松田 啓輔	ーファーマシー	ーファーマシー	株式会社ミルキ	株式会社くすりの福太郎	有限会社いずみ 薬局	株式会社ミルキ ーファーマシー	品 株式会社富士薬	株式会社彩香
秩父市中村町四―九―一四	熊谷市川原明戸八五九―一七	熊谷市広瀬八九―四	狭山市中央一―一―一〇	上尾市久保一八―一	戸田市新曾五二三中央本橋ビル一階	志木市幸町四―一―一	八潮市八潮四―九―九 メデイカルビル一階	桶川市西一―五―六	新座市野火止七―七―四	三郷市中央二―二―四
一日 令和六年七月	一日 令和六年八月	一日 令和六年八月	一日 令和六年七月	一日 令和六年七月	一日 令和六年七月	一日 令和六年七月	一日 令和六年八月	一日 令和六年七月	一日 令和六年八月	一日 令和六年七月

薬局トモズ ソコ ラ所沢店	株式会社トモズ	所沢市北秋津五九二	令和六年七月 一日
ふりいる訪問看護 ステーション	株式会社ディア リンクス	上尾市原市三五八六一一シヤ トルパート五一一〇一	令和六年七月 一日
あおぞら訪問看護 かすかべ	あおぞらリビン グサービス株式 会社	春日部市栄町一一二二五ハイ ツ栄町一〇一	令和六年七月 一日
フレアス看護小規 模多機能草加	株式会社フレア ス	草加市草加二一一四一一〇	令和六年七月 一日
訪問看護ステーシ ョン熊谷	有限会社あじさ い	熊谷市原島二一一〇一一	令和六年五月 一日
だいたい訪問看護 リハビリステーシ ョン	株式会社橙	幸手市中四一一七一八	令和六年八月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
有澤 功貴		たんぼ整骨院	東京都豊島区東池袋一一二 八一六パールシティビル三 階	令和六年七月 二日
深野 友樹		やまちゃん治療 院	北本市本宿一一三七一三	令和六年八月 一日
原 里香		フレアス在宅マ ッサージ上尾施 術所	上尾市浅間台四一二三一 一 ○アヴァンセ上尾二〇六	令和六年六月 一日
欽農 精二		ひなげし治療院	朝霞市東弁財二一四一二二 カーサ東弁財二〇三	令和六年七月 十九日

石田章	長島恒	井上康明	塩原力	高橋佑太
マツサージ院 ハートフル鍼灸	ひなげし治療院	井上商会 健生堂	セリオ治療院	高橋佑太
さいたま市桜区西堀八―一四―二三	朝霞市東弁財二―四―二三 カーサ東弁財二〇三	鴻巣市八幡田八三二	本庄市寿一―二一―一一	朝霞市根岸台八―二―一五 クノスペンA棟二〇三
令和六年六月一日	令和六年三月一日	令和六年七月一日	令和六年八月一日	令和六年七月十一日

告示

埼玉県告示第九百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
みよの台薬局 児玉店	名称	薬局児玉	みよの台薬局 児玉店
心乃美整形外科内科	名称	富澤整形外科・内科	心乃美整形外科内科
	開設者名称	富澤整形外科・内科	医療法人社団 心乃美整形外科内科

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	所在地	名称		
小木曾 健豊	所在地	名称	はつとりはり・きゆうはつとりはりきゆう接骨院（与野本町院）	さいたま市中央区下落さいたま市西区三橋六合六一〇一五
	施術所		骨院（三橋院）	さいたま市中央区下落さいたま市西区三橋六合六一〇一五

告示

埼玉県告示第九百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団 友健会 元気クリニック 上福岡	ふじみ野市北野一―一―六	令和六年六月三十日
吉川みなみクリニックス	吉川市美南二―二三―一 三F	令和六年六月三十日
医療法人社団 幸生会 北坂戸ファミリ―クリニックス	坂戸市薬師町三―二―二	令和六年六月三十日
ファミリ―クリニックス 草加	草加市高砂二―一八―二四ノースビル 三〇―一号	令和六年六月三十日
医療法人 中神内科 クリニックス	本庄市児玉町八幡山三二―一	令和六年六月三十日
上新井くろかわクリニックス	所沢市上新井一―二五―一〇	令和六年六月三十日
片田医院	秩父市下影森一七〇	令和六年六月三十日

秋浜医院	熊谷市別府三―一七〇	令和六年六月三十日
八潮なめかわ整形外科	八潮市大瀬五―一―一五さいゆう3rd dヴィレッジ1階	令和四年三月三十一日
大八木歯科医院	春日部市備後東八―五―一コーポ錦栄 一〇一	令和六年六月三十日
医療法人 輝栄会 ひよこ歯科	三郷市中央一―三―一マルエツ三郷中 央店2F	令和六年六月三十日
あいゆう歯科 三郷診療所	三郷市戸ヶ崎二―二四三―五	令和六年六月三十日
タジマ薬局 公園ばし店	秩父市中村町四―九―一四	令和六年六月三十日
ケイワ薬局 狭山店	狭山市中央一―一―一〇	令和六年六月三十日
セキ薬局 柏座店	上尾市柏座四―六―一四	令和六年七月九日
北上尾鈴薬局	上尾市久保一八―一	令和六年六月三十日
ひのき薬局 戸田店	戸田市新曽五二三中央本橋ビル1F	令和六年六月三十日
つつじ薬局	志木市幸町四―一―一	令和六年六月三十日

桶川クローバ薬局	桶川市西一―五―六	令和六年六月三十日
ひとみ薬局	三郷市中央二―二―四	令和六年六月三十日
訪問看護ステーションつぼみ	新座市野火止四―一―二三ビル二階	令和六年七月三十一日

二 指定施術機関

大嶋 直也	氏 名		住所
そら整骨院	名 称	施 術 所	
二二―五	所 在 地	東京板橋区中板橋	令和六年七月三十一日
			廃止年月日

告示

埼玉県告示第九百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	あけぼの薬局 北本店
所在地	北本市東間二―八四
休止年月日	令和六年六月三〇日

告示

埼玉県告示第九百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	医療法人社団仁友会 入間台クリニック	所在地	入間市新久八一六	開設者名	医療法人社団仁友会	サービスの種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	指定年月日	令和六年六月一日
医療法人社団真心会 まごころケアセンター	所沢市小手指町三―二二―一	医療法人社団真心会	訪問看護 介護予防訪問看護	令和六年一月一日					

告示

埼玉県告示第九百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	おじれん
変更事項	事業所所在地
変更前	ふじみ野市大井中央四一八―二七
変更後	ふじみ野市大井中央四一八―三一
サービスの種類	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売

告示

埼玉県告示第九百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ミモザ白寿庵久喜	久喜市久喜東三 ―二九―二七	通所介護	平成二十七年三月 三十一日
ミモザ花崎	加須市花崎北一 ―一八―二	通所介護	平成二十八年三月 三十一日

告示

埼玉県告示第九百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

でんきち蔵店

埼玉県蕨市北町五丁目五番三号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七十九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四十六台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和七年四月一日

ニ 届出年月日

令和六年七月三十一日

二 縦覧期間

令和六年八月三十日から令和六年十二月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年八月三十日から令和六年十二月三十日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第九百八十五号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

幸手市全域

四 作業期間

令和六年九月二日から令和七年三月十四日まで

告 示

埼玉県告示第九百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和六年関東地方整備局告示第二百十三号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸四百三十二番地

三 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画道路事業三・四・五十四東武動物公園駅東口通り線

四 事業施行期間

令和六年八月六日から令和十三年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第九百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第七百八十二号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十四年十二月二十八日から令和九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第九百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第千十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十九年六月二十二日から令和九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第九百八十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―三四―三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市吉羽二百七十二番五外四十九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千五百六十二・二立方メートル

告 示

埼玉県告示第九百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県警察高度分析システムサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年2月28日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部刑事総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
刑事部刑事総務課システム運用係 電話048-832-0110 内線4078

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年10月9日（水）午前9時55分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年10月8日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年10月9日（水）午前9時55分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和6年10月9日（水）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年10月2日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和6年10月2日（水）午後3時までに3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 6 年 9 月 5 日 (木) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Saitama prefectural police advanced analyzing system server device etc.
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:55 a.m. October 9, 2024 By registered mail; 5:00 p.m. October 8, 2024 In person; 9:55 a.m. October 9, 2024
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告示

埼玉県川越県税事務所長告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和六年八月三十日

埼玉県川越県税事務所長 黒澤

純

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社星野商店	代表取締役 星野 洋一郎	埼玉県入間郡越生町大字越生七百二十九番地	令和六年七月三十一日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	入間市河原町一三〇七番四地先から 同市河原町一三二〇番一―地先まで
供用開始の期日	令和六年九月二日
備考	令和元年六月十一日付 け埼玉県飯能県土整備事 務所長告示第一号で告示 した道路予定区域の一部 供用開始である。 延長九七・九〇メー トル

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和六年八月三十日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年八月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

一般国道 二百九十九号

入間市河原町一三〇七番四地先

から同市河原町一三一〇番一―地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和六年八月三十一日

告 示

埼玉県選管告示第三十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
 第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
 投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年八月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア そんなの家大宮	埼玉県さいたま市大宮区三橋二 丁目五百六十一番地一
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ東所沢	埼玉県所沢市東所沢二丁目十番 地の四
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ狭山	埼玉県狭山市新狭山二丁目二番 地七
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア そんなの家Sひばり が丘北	埼玉県新座市野寺二丁目十九番 二十三号
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア そんなの家Sふじみ 野	埼玉県ふじみ野市南台一丁目十 五番十二号
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレ上福岡	埼玉県ふじみ野市上福岡二丁目 六番七号
老人ホーム	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア ラヴィーレふじみ野	埼玉県ふじみ野市苗間一丁目七 番二十一号